

VIII 参考資料

1 消費者物価指数に関する決議－第17回国際労働統計家会議採択（2003年）－抜粋－

消費者物価指数については、ILOが国際基準を定めている。2003年12月にジュネーブで開催された第17回国際労働統計家会議では、消費者物価指数に関する現行の国際基準が決議として採択された。同決議では「この指数は消費者物価の時間的な変化を計測することを目的としている。このことは、同一の品質及び同様な属性の財・サービスの固定された買い物かごを消費者が購入する費用を計測することによって行うことができる。」とされている。

また、消費者物価指数に関する国際的なマニュアルとして「消費者物価指数マニュアル：概念と方法（Consumer Price Index Manual : Concept and Methods）」が作成され、IMFのホームページでも公開されている。我が国の消費者物価指数は、他の主要国と同様に、この国際基準及びマニュアルに沿って作成している。

(原文)

The nature and meaning of a consumer price index

1. The CPI is a current social and economic indicator that is constructed to measure changes over time in the general level of prices of consumer goods and services that households acquire, use or pay for consumption.

2. The index aims to measure the change in consumer prices over time. This may be done by measuring the cost of purchasing a fixed basket of consumer goods and services of constant quality and similar characteristics, with the products in the basket being selected to be representative of households' expenditure during a year or other specified period. Such an index is called a fixed-basket price index.

3. The index may also aim to measure the effects of price changes on the cost of achieving a constant standard of living (i.e. level of utility or welfare). This concept is called a cost-of-living index (COLI). A fixed basket price index, or another appropriate design, may be employed as an approximation to a COLI.

(邦訳)

消費者物価指数の性質と意味

1. CPIは現在時点の社会及び経済指標であって、消費のために世帯が取得し使用し又はそのために支払う財・サービスの価格の全般的な水準の時間的な変化を計測するために構築されるものである。

2. この指数は消費者物価の時間的な変化を計測することを目的としている。このことは、同一の品質及び同様な属性の財・サービスの固定された買い物かごを消費者が購入する費用を計測することによって行うことができる。この買い物かごの生産物は、1年間又は他の指定した期間の世帯支出を代表されるように選定される。このような指数は固定買い物かご指数と呼ばれる。

3. この指数はまた、同一の生活水準（効用又は福祉水準）を達成する費用に対する物価の変化の影響を計測することを目的とすることができる。この概念は生計費指数（COLI）と呼ばれる。買い物かご指数、又は別の適切な設計のものはCOLIの近似として採用することができる。

2 消費者物価指数の利用事例

(1) 各種法令に基づく利用事例

- ア 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
 - 年額の改定
- イ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）
 - 児童扶養手当額の改定
- ウ 都市再開発法施行令（昭和 44 年政令第 232 号）
 - 補償金の支払いに係る修正率の算定
- エ 土地利用計画法施行令（昭和 49 年政令第 387 号）
 - 土地の価格に係る修正率の算定
- オ 土地収用法第 88 条の 2 の細目等を定める政令（平成 14 年政令第 248 号）
 - 損失の補償に関する修正率の算定

(2) 行政上の施策への利用事例

- ア 金融政策
 - 日本銀行の金融政策運営
- イ 経済財政政策
 - 物価に関する基調判断（内閣府「月例経済報告」）
 - 景気の現状把握（内閣府「景気動向指数」の逤行系列）
- ウ 社会保障関連
 - 年金等の給付見直し
 - 最低賃金、診療報酬の見直し
- エ 公共料金
 - 値上げ幅の制限
- オ その他
 - 物価連動国債の想定元金額の算出資料（財務省告示）

(3) 実質化のためのデフレーターとしての利用事例

異なる時点の経済活動を比較するとき、物価の変動による名目の値の変動を取り除いて、実質的な動きを算定する必要がある。実質の値は名目の値を価格変化を表す物価指数で除することによって求められ、この際に使う物価指数をデフレーターと呼ぶ。消費者物価指数は家計収支や賃金の変化を実質化する際にデフレーターとして用いられる。

- 家計最終消費支出のデフレーター（内閣府「国民経済計算」）
- 消費支出、実収入のデフレーター（総務省「家計調査」）
- 賃金指数のデフレーター（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）

3 指数の基準時に関する統計基準

指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日 総務省告示第112号）

1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。

2 ウェイトを固定する指数

- (1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。
- (2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従つたものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。

府 統 委 第 17 号
平成22年2月22日

総務大臣
原口一博殿

統計委員会委員長
樋口美雄

諮詢第24号の答申
「指数の基準時に関する統計基準」の設定について

本委員会は、「指数の基準時に関する統計基準」の設定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 設定の適否

「指数の基準時に関する統計基準」については、諮詢案により、統計法第28条第1項に基づき統計基準として設定することは差し支えない。

2 理由

(1) 統計基準としての設定

指数の基準時の更新周期、時点及びウェイトの対象年については、これらが指数ごとに異なると各指数間の相互利用や比較等に支障が生じる恐れがあることから、各指数間で当該更新周期等をそろえるための統一的な基準を設けることが重要である。

このため、昭和56年の統計審議会の答申（「諮詢第185号指数の基準時及びウェイト時の更新について」（昭和56年3月20日））において指数の基準時に関する統一的な基準が示され、以後、公的統計である各指数の基準時の更新に広く適用してきた。

また、指数の基準時に関する統一的な基準をあらかじめ明示しておくことは、個々の指数の作成における恣意性を排除し、客觀性を確保する効果も期待される。

こうした観点から、指数の基準時に関する統一的な基準については、公的統計の統一性、総合性を確保するために有効な技術的基準であり、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項の統計基準の要件に該当するものと考えられる。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）においても、新たに統計基準として設定することとされているところである。

したがって、指数の基準時に関する統一的な基準を、統計法第2条第9項に規定する統計基準として設定することは適當である。

(2) 質問案の内容

ア 指数の基準時の原則

指数の基準時については、五年ごとに更新し、西暦年数の末尾が0又は5である年とすることとしている。これについては、次の理由から適当である。

- ① 指数は、主として企業の生産活動、国民の消費行動等に係る中期的な動向等の分析に利用されるものであり、基準時が長期間更新されず、その時点が著しく古い時期になると当該分析が難しくなることから、基準時を定期的に更新する必要があること。
- ② 基準時の時点については、指数の効果的な利活用のためには、観察時の指数の動向のみならず、基準時における産業構造等に関する情報を把握しておく必要があり、当該情報を提供するデータの多くは、その対象年が西暦年数の末尾が0又は5である年であること。
- ③ 基準時の更新周期及び時点については、昭和56年の統計審議会答申においても本質問案とほぼ同じ基準が設けられ、以後、これに基づいて各指数の基準時の更新が円滑に行われてきたこと。

イ ウェイトを固定する指数

(ア) ウェイトの算出

ウェイトを固定する指数については、基準時である年のウェイトにより算出することとしている。これについては、次の理由から適当である。

① 指数とは、基準時である年から観察時点までの財・サービスに係る価格（数量）変化を表示するものであり、その際、財・サービスが多数の場合には、基準時である年のウェイトを用いて個々の品目等の変化を平均化する処理を行っている。このため、指数算出に基準時である年以外の年のウェイトを用いると、指数が当該変化を適切に示すものにならなくなること。

② 上記①のことから、実際上、公的統計である指数（ウェイトを固定するものに限る。）は基準時である年のウェイトにより算出されている状況であること。

(イ) 基準時である年のウェイトを設定できないケースへの対応

やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できない時は、ウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認することとしている。これについては、ウェイト設定に必要なデータ源である統計調査の実施延期等によりウェイト設定ができないケースが生じる可能性があることから、やむを得ない。

また、基準時の更新の保留により基準時が原則の年次以外の年となる時は、その後の指数の基準時をできるだけ速やかに原則どおりの年次となるよう適切な措置を実施することとしている。これについては、基準時の原則の実効性を確保するために必要なものであることから、適当である。

ウ 基準時を更新した場合の利便確保措置

基準時を更新した場合は、新指数と旧指数のリンクなど利用者の利便を確保するための措置を実施することとしている。これについては、新指数と旧指数のリンクによる接続指数の公表等の措置は、指数の時系列比較など指数利用者が利用可能な情報の増加等に寄与するものであることから、適当である。

指標の基準時に関する統計基準の解釈及び運用について

(平成 22 年 4 月 14 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定)

1 本基準の適用範囲

本基準は、公的統計（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 3 項に規定する公的統計をいう。）である指標であって、平成 22 年 4 月 1 日以後に作成されるものに適用される。

2 「1 指標の基準時の原則」について

- (1) 「指標」とは、異なる時点間における価格、生産量等を比較するために、基準となる時点の生産量等を 100 として他の時点における統計数値を相対的に表したものである。また、「基準時」とは、この基準となる時点をいう。
- (2) 基準時は「年次」とする。ただし、合理的に必要であると判断される場合には、「年度」を探ることも許容される。

3 「2 ウェイトを固定する指標」について

- (1) 指標は、多数の財・サービスの価格（数量）変化を平均的に表示する必要があることから、個々の財・サービスに対してその重要度に応じた係数を与える、その係数を用いて加重平均した総合指標の形式を探っている。「ウェイト」とは、この個々の財・サービスに対してその重要度に応じて与えられる係数をいう。
- (2) 「ウェイトを固定する指標」とは、ウェイトを 2 年以上固定するラスパイレス型指標をいう。したがって、ウェイトを毎年更新する連鎖指標はこれに含まれない。また、パーション型指標については、その算出に当たっては基準時と比較時のウェイトは同一であるが、比較時が変わることにウェイトが変化するため、これに含まれない。
- (3) 「当該指標の基準時である年のウェイト」は、基準年の年次を対象とする統計調査の結果等により作成されるものであることを通例とするが、当該指標に求められる役割を踏まえて統計技術的に合理的な方法で作成され、かつ、それが「基準時である年のウェイト」として一般的に認められるものも許容される。
- (4) 「やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないとき」とは、ウェイト設定のデータ源である統計調査等が中止又は延期され、かつ当該設定のための代替手段も全くない場合をいう。

4 「3 基準時を更新した場合の利便確保措置」について

- (1) 「新指標と旧指標とのリンク」とは、基準時を更新した場合、時系列比較の観点から、新基準時による指標（新指標）と旧基準時による指標（旧指標）を両指標から求めたリンク係数を用いるなどして接続させることをいう。
- (2) 「その他の利用者の利便のための適切な措置」とは、指標の利用者が利用に当たり誤解や誤用することができないよう、基準時やウェイトの更新の概要、基準時の時点、利用上の注意（新旧指標の動向の相違に関する分析結果等）等について、インターネットの利用その他の適切な方法により、利用者に十分な周知徹底を図ることをいう。

5 「4 その他」について

これは、統計法において、基幹統計に指定された重要な指標については、その作成・変更の際、統計法第 9 条、第 11 条又は第 26 条による統計委員会の審議に付される仕組みとなっていることから、本基準と統計法の規定との関係を明らかにするために設定したものである。